

千葉県告示第86号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年2月14日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 形質変更時要届出区域(別図のとおり)  
千葉県美浜区稲毛海岸五丁目1番441、同番442、同番449、同番760及び同番763の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
(1) ふっ素及びその化合物

(別図)

